

資 料

(令和5年(2023年)3月31日現在)

1 北海道教育委員会の組織

(北海道教育庁組織規則抜粋 令和4年(2022年)3月31日改正)

機 構

●各課所掌事務

総務政策局

総 務 課

- 1 教育委員会の会議及び委員に関すること。
- 2 教育委員会規則の制定及び公布に関すること。
- 3 教育長の人事(任免及び給与の支給を除く。)に関すること。
- 4 教育長の秘書に関すること。
- 5 事務局の職員及び道立学校以外の所管機関の職員の任免、分限(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第2項第1項又は北海道職員等の分限二冠する条例(昭和27年北海道条例第60号)第1条の2の規定による休職に限る。次号において同じ。)、服務、人事記録その他の人事(教職員局教職員事務課の所掌に属するものを除く。)、研修及び表彰に関すること。
- 6 道立学校の職員(教育職給料表の適用を受ける者を除く。)の任免、分限、服務、人事記録及び研修に関すること。
- 7 事務局及び所管機関の職員並びに県費負担教職員の懲戒及び分限(地方公務員第28条第2項第1号又は北海道職員等の分限に関する条例第1条の2の規定による休職を除く。)に関すること。
- 8 公印を作成し、並びに教育委員会及び教育長の公印を保管すること。
- 9 事務局及び道立学校以外の所管機関の内部組織、職員の定数及び事務管理に関すること。
- 10 所管行政の事務能率の増進に関すること。
- 11 行政改革に関すること(他の本庁の課(幼児教育推進局幼児教育推進センターを含む。以下「他課」という。)の所掌に属するものを除く。)
- 12 改善プログラムの推進管理に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)
- 13 事務局及び所管機関の文書管理に関すること。
- 14 教育委員会の所管に属する特例民法法人及び公益信託に関すること。
- 15 教育委員会規則案その他の重要文書を審査すること。
- 16 法制業務の総合調整に関すること(法令の解釈についての連絡調整を含む。)
- 17 市町村の組合に係る知事の処分に関し、あらかじめ意見を述べる等の事務を行うこと。
- 18 市町村の教育委員会の組織及び一般的運営に関し、指導、助言及び援助を与えること。
- 19 訴訟並びに事務局の職員、所管機関の職員及び県

費負担教職員の身分取扱いに係る不服申立て並びに勤務条件に関する措置の要求に関すること。

- 20 公文書類を接受し、発送し、及び教育委員会公報を発行すること。
 - 21 所管行政の情報公開及び個人情報保護の総括に関すること。
 - 22 教育委員会の予算案を作成する等予算の総括に関すること。
 - 23 教育委員会所管の決算及び財務会計事務に関すること。
 - 24 議会に関すること。
 - 25 事務局の職員、所管機関の職員及び県費負担教職員の給与及び旅費の制度並びに職務の級及び号俸の決定に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)
 - 26 前各号に定めるもののほか、教育委員会の所掌事務で他の所掌に属しない事務を処理すること。
 - 27 総務課担当課長は、総務課の所掌事務のうち、次の事務をつかさどる。
 - ア 教育委員会の会議及び委員に関すること。
 - イ 教育委員会規則の制定及び公布に関すること。
 - ウ 事務局及び所管機関の文書管理に関すること。
 - エ 教育委員会の所管に属する特例民法法人及び公益信託に関すること。
 - オ 教育委員会規則案その他の重要文書を審査すること。
 - カ 法制業務の総合調整に関すること(法令の解釈についての連絡調整を含む。)
 - キ 市町村の組合に係る知事の処分に関し、あらかじめ意見を述べる等の事務を行うこと。
 - ク 市町村の教育委員会の組織及び一般的運営に関し、指導、助言及び援助を与えること。
 - ケ 訴訟並びに事務局の職員、所管機関の職員及び県費負担教職員の身分取扱いに係る不服申立て並びに勤務条件に関する措置の要求に関すること。
 - コ 教育委員会公報を発行すること。
 - サ 所管行政の情報公開及び個人情報保護の総括に関すること。
 - シ 教育委員会所管の決算及び財務会計事務に関すること。
 - ス 事務局及び所管機関の職員並びに県費負担教職員の懲戒及び分限(地方公務員第28条第2項第1号又は北海道職員等の分限に関する条例第1条の2の規定による休職を除く。)に関すること。
- #### 施 設 課
- 1 道立の文教施設の整備及び保全に関すること(学校教育局健康・体育課の所掌に属するものを除く。)
 - 2 道立高等学校の水産に関する専門教育を行うための船舶(以下「実習船」という。)の建造及び整備に関する

こと。

- 3 事務局の職員及び所管機関の職員に貸与する住宅の整備及び管理に関すること。
- 4 教育財産の取得及び管理に関すること。
- 5 道立の文教施設の建築についての専門的技術的事項に関すること。
- 6 市町村立高等学校の施設に関し、産業教育振興法（昭和26年法律第228号）による国の補助に関する事務を処理すること。
- 7 市町村立の文教施設の建築に関し、専門的技術的事項について審査を行い、並びに指導及び助言を与えること。
- 8 市町村立学校の施設及び設備に関し、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和33年法律第81号）その他の法律及び予算措置による国の負担及び補助に関する事務を処理すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 9 市町村立の小学校及び中学校の職員のための住宅の整備に関すること。

教育政策課

- 1 所管行政の基本的施策及び総合的な計画に関すること。
- 2 所管行政の総合調整に関すること。
- 3 教育委員会の所掌事務についての基幹統計その他の統計に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 4 情報化の推進に関する企画及び総合調整に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 5 所管行政の広報、広聴及び相談に関すること。
- 6 道立学校の職員及び県費負担教職員の定数に関すること。
- 7 道立の特別支援学校の各部の学級の編制及びその変更に関すること。
- 8 市町村立の小学校及び中学校並びに特別支援学校の小学部及び中学部並びに指定都市立特別支援学校の高等部の学級の編制及びその変更について届出を受け、市町村立の特別支援学校の高等部（指定都市立特別支援学校の高等部を除く。）の学級の編制及びその変更について認可を与えること。
- 9 北海道教育推進会議に関すること。

生涯学習推進局

社会教育課

- 1 生涯学習推進体制の整備についての調査、企画及び調整に関すること。
- 2 生涯学習推進体制の整備及び普及のための補助に関すること。
- 3 リカレント教育の推進についての調査、企画及び調整に関すること。
- 4 社会教育に関し、次に掲げる事務を行うこと。

ア 講座の開設及び研究集会、講習会、展示会その他の催しの主催又はこれへの参加に関すること。

イ 通信教育及び視聴覚教育に関すること。

ウ その他社会教育の向上及び普及に関すること。

- 5 市町村における社会教育に関し、次に掲げる事務を行うこと。

ア 公民館、図書館、青年の家その他の社会教育に関する教育機関の設置及び管理並びに整備に関し、指導及び助言を与えること。

イ 社会教育のための講座の開設及び研究集会、講習会、講演会、展示会その他の催しの開催並びにその奨励に関し、指導及び助言を与えること。

ウ 社会教育主事、社会教育委員、公民館の職員その他の社会教育関係職員の研究集会その他研修に関し、指導及び助言を与え、又はこれらを主催すること。

エ 社会教育主事その他の職員を派遣すること。

オ 社会教育のための補助に関すること。

- 6 社会教育関係団体又は私立図書館（図書館同種施設を含む。）の求めに応じ、専門的技術的指導又は助言を与えること。

- 7 子どもの読書活動の推進に関すること。

- 8 社会教育のための補助及び学校教育における視聴覚教育のための補助に関すること。

- 9 社会教育に関し、社会教育法（昭和24年法律第207号）その他の法律及び予算措置による国の補助に関する事務を処理すること。

- 10 P T A・青少年教育団体共済法（平成22年法律第42号）の規定に基づく共済事業に関すること。

- 11 北海道生涯学習審議会及び北海道社会教育委員に関すること。

- 12 北海道立生涯学習推進センターに関すること。

- 13 北海道立図書館に関すること。

- 14 北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル砂川、北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル深川、北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル森、北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル北見、北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル足寄及び北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル厚岸に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく指定管理者に係る事務及び専門的技術的事項に係る事務を行うこと。

- 15 国語の改良に関すること。

- 16 ユネスコ活動に関すること。

- 17 地域学校協働活動及びコミュニティ・スクールの推進に関すること。

- 18 前各号に定めるもののほか、教育委員会の権限に属する事務で生涯学習に関するものを処理すること

(他課の所掌に属するものを除く。)

文化財・博物館課

- 1 文化財の保存及び活用に関し、展示会、講習会その他の催しの主催又はこれへの参加に関する事務を行うこと。
- 2 史跡名勝天然記念物の仮指定、埋蔵文化財の発掘等国の文化財の保存及び活用に関する事務を行うこと。
- 3 道内の文化財(国及び市町村の指定した文化財を除く。)の保存及び活用に関する事務を行うこと。
- 4 美術品として価値のある火縄式銃砲等の古式銃砲及び刀剣類の登録に関する事務を処理すること。
- 5 市町村における文化財に関し、次に掲げる事務を行うこと。
 - ア 埋蔵文化財センターその他の文化財の保存及び活用に関する教育機関の設置及び管理並びに整備に関し、指導及び助言を与えること。
 - イ 文化財の保存及び活用に関し、指導及び助言を与えること。
 - ウ 文化財保護主事その他の職員を派遣すること。
 - エ その他文化財の保存及び活用に関すること。
- 6 文化財の保存及び活用のための補助に関すること。
- 7 文化財の保存及び活用に関し、文化財保護法(昭和25年法律第214号)及びその他の法律並びに予算措置による国の補助に関する事務を処理すること。
- 8 文化財の保存及び活用に関し、援助及び助言を与えること。
- 9 文化財の保存及び活用並びに埋蔵文化財の発掘についての専門的技術的事項に関すること。
- 10 北海道文化財保護審議会に関すること。
- 11 市町村立博物館の設置及び管理並びに整備に関し、指導及び助言を与えること。
- 12 私立博物館(博物館相当施設を含む。)の求めに応じ、専門的技術的指導又は助言を与えること。
- 13 博物館の登録及び博物館相当施設の指定に関する事務を行うこと。
- 14 北海道立近代美術館の再整備に関すること。
- 15 北海道立近代美術館、北海道立旭川美術館、北海道立函館美術館及び北海道立帯広美術館に関すること(前号に掲げるものを除く。)
- 16 北海道立北方民族博物館、北海道立文学館及び北海道立釧路芸術館に関し、地方自治法に基づく指定管理者に係る事務及び資料の調査研究等の専門的技術的事項に係る事務を行うこと。
- 17 北海道立埋蔵文化財センターに関し、地方自治法に基づく指定管理者に係る事務を行うこと。
- 18 前各号に定めるもののほか、教育委員会の権限に属する事務で文化財及び博物館に関するものを処理

すること(他課の所掌に属するものを除く。)

幼児教育推進局

幼児教育推進センター

- 1 幼児教育の質の向上に係る調査研究及び企画に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)
- 2 幼稚園教諭、保育士、保育教諭等の研修に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)
- 3 幼児教育施設における教育活動に対する指導及び助言に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)
- 4 前各号に定めるもののほか、教育委員会の権限に属する事務で幼児教育の質の向上に関するものを処理すること(他課の所掌に属するものを除く。)

学校教育局

高校教育課

- 1 道立の高等学校及び中等教育学校に関し、次に掲げる事務を行うこと(他課の所掌に属するものを除く。)
 - ア 設置、廃止及び設置者の変更に関すること。
 - イ 生徒の入学、転学及び退学に関すること。
 - ウ 学校経営、組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
 - エ 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
 - オ 教具その他の設備の整備に関すること。
 - カ 授業料その他の費用の徴収及び運営費(実習船の管理運営費を含む。)予算に関すること。
 - キ 校長、教員その他の関係職員の研修に関すること。
 - ク その他管理運営に関すること。
- 2 渡島教育局の行う水産に関する専門教育に関し、指導及び助言を与えること。
- 3 市町村立の高等学校及び中等教育学校に関し、設置、廃止、設置者の変更の認可等の事務を行うこと。
- 4 市町村における高等学校教育に関し、次に掲げる事務を行うこと(他課の所掌に属するものを除く。)
 - ア 高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。以下この号並びにこの項の第5号、第10号及び第19号において同じ。)の設置及び管理並びに整備に関し、指導及び助言を与えること。
 - イ 高等学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導、職業指導、教科書その他の教材の取扱いその他学校運営に関し、指導及び助言を与えること。
 - ウ 校長、教員その他の関係職員の研究集会、講習会その他研修に関し、指導及び助言を与え、又は

- これらを主催すること。
- エ 生徒の就学並びに入学、転学及び退学に関する事務に関し、指導及び助言を与えること。
- オ 指導主事その他の職員を派遣すること。
- カ 管理運営のための補助に関すること。
- 5 市町村立の高等学校の設備等に関し、産業教育振興法及び予算措置による国の補助に関する事務を処理すること。
- 6 道立学校の研究指定校に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 7 学校教育における教育実践の向上に顕著な実績のある学校及び教育関係職員の表彰を行うこと。
- 8 公立の高等学校の生徒の奨学に関すること。
- 9 高等学校教育に関する研究団体の補助に関すること。
- 10 国際交流の推進についての企画及び調整に関すること。
- 11 国際理解教育の推進についての調査、企画及び調整に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 12 市町村立の専修学校及び各種学校に関し、設置、廃止、設置者の変更の認可等の事務を行うこと。
- 13 北海道産業教育審議会に関すること。
- 14 公立の高等学校及び中等教育学校の配置及び規模の適正化並びに市町村立高等学校の道への移管についての調査、企画及び調整に関すること。
- 15 道立の高等学校及び中等教育学校の通学区域に関すること。
- 16 公立の高等学校教育の改善の推進についての調査、企画及び調整に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 17 遠隔授業の配信機能の集中化に関すること。
- 18 道立の特別支援学校に関し、次に掲げる事務を行うこと。
- ア 整備計画に関すること。
- イ 設置、廃止及び設置者の変更に関すること。
- 19 市町村立の特別支援学校に関し、設置、廃止、設置者の変更の認可等の事務を行うこと（総務政策局教育政策課の所掌に属するものを除く。）。
- 20 市町村立の特別支援学校の設置及び管理並びに整備に関し、指導助言を与えること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 21 前各号に定めるもののほか、教育委員会の権限に属する事務で高等学校における教育に関するものを処理すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 22 高校教育課担当課長は、高校教育課の所掌事務のうち、次の事務をつかさどる。
- ア 道立の高等学校及び中等教育学校に関し、次に掲げる事務を行うこと（他課の所掌に属するものを除く。）。

- (7) 設置、廃止及び設置者の変更に関すること。
- (イ) 授業料その他の費用の徴収に関すること。
- (ウ) 学校の管理運営に係る規程・調査等の調整その他管理運営に関すること。
- イ 市町村立の高等学校及び中等教育学校に関し、設置、廃止、設置者の変更の認可等の事務を行うこと。
- ウ 市町村における高等学校教育に関し、次に掲げる事務を行うこと（他課の所掌に属するものを除く。）。
- (7) 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下この項の第5号において同じ。）の設置及び管理並びに整備に関し、指導及び助言を与えること。
- (イ) 管理運営のための補助に関すること。
- エ 公立の高等学校の生徒の奨学に関すること。
- オ 市町村立の専修学校及び各種学校に関し、設置、廃止、設置者の変更の認可等の事務を行うこと。
- カ 公立の高等学校及び中等教育学校の配置及び規模の適正化並びに市町村立高等学校の道への移管についての調査、企画及び調整に関すること。
- キ 道立の高等学校及び中等教育学校の通学区域に関すること。
- ク 道立の特別支援学校に関し、次に掲げる事務を行うこと。
- (7) 整備計画に関すること。
- (イ) 設置、廃止及び設置者の変更に関すること。
- ケ 市町村立の特別支援学校に関し、設置、廃止、設置者の変更の認可等の事務を行うこと（総務政策局教育政策課の所掌に属するものを除く。）。
- コ 市町村立の特別支援学校の設置及び管理並びに整備に関し、指導及び助言を与えること（他課の所掌に属するものを除く。）。

義務教育課

- 1 市町村立の幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校に関し、設置、廃止、設置者の変更等に関する事務を行うこと（総務政策局教育政策課の所掌に属するものを除く。）。
- 2 市町村における幼稚園教育、小学校教育及び中学校教育に関し、次に掲げる事務を行うこと（他課の所掌に属するものを除く。）。
- ア 幼稚園、小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。以下この項において同じ。）及び義務教育学校の設置及び管理並びに整備に関し、指導及び助言を与えること。
- イ 幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導、職業指導、教科書その他の教材の取扱いその他学校運営

に関し、指導及び助言を与えること。

ウ 小学校、中学校及び義務教育学校の校長、教員その他の関係職員の研究集会、講習会その他研修に関し、指導及び助言を与え、又はこれらを主催すること。

エ 学齢児童及び学齢生徒の就学並びに幼児、児童及び生徒の入学、転学及び退学に関する事務に関し、指導及び助言を与えること。

オ 指導主事その他の職員を派遣すること。

カ 管理運営のための補助に関すること。

3 教科書展示会を開催し、道内の学校の教科書の必要数を報告する等の教科書の発行に関する事務を行うこと。

4 義務教育諸学校において使用する教科用図書に関し、無償給付及び給与に関する事務を行い、採択に関する指導、助言及び援助を与え、並びに採択地区の設定に関する事務を行うこと。

5 道立中等教育学校の前期課程並びに市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の就学困難な児童及び生徒に関し、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和31年法律第40号）及び予算措置による国の補助に関する事務（学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条及び学校給食法（昭和29年法律第160号）第12条第2項の規定による補助に関する事務を含む。）を処理すること（健康・体育課の所掌に属するものを除く。）。

6 市町村教育委員会並びに市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校における学校改善プランの活用に関すること。

7 幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校における教育に関する研究団体の補助に関すること。

8 北海道教科用図書選定審議会に関すること。

9 前各号に定めるもののほか、教育委員会の権限に属する事務で幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校における教育に関する事務を処理すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

学力向上推進課

1 児童及び生徒の学力向上に係る施策の推進に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

2 公立の高等学校の入学者の選抜方法及び道立中等教育学校の入学者の選考方法に関すること。

3 道立高等学校の入学者の選抜のための学力検査を行うこと。

特別支援教育課

1 道立の特別支援学校に就学する児童生徒等に関し、入学期日を通知し、就学させるべき特別支援学校を

指定し、区域外就学の届出を受理する等の就学義務に関する事務を行うこと。

2 道立の特別支援学校に関し、次に掲げる事務を行うこと（他課の所掌に属するものを除く。）。

ア 学齢児童及び学齢生徒の就学並びに幼児、児童及び生徒の入学、転学及び退学に関すること。

イ 学校経営、組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。

ウ 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

エ 教具その他の設備の整備に関すること。

オ 運営費予算に関すること。

カ 校長、教員その他の関係職員の研修に関すること。

キ その他管理運営に関すること。

3 市町村における特別支援教育に関し、次に掲げる事務を行うこと（他課の所掌に属するものを除く。）。

ア 特別支援学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導、職業指導、教科書その他の教材の取扱いその他学校運営に関し、指導及び助言を与えること。

イ 校長、教員その他の関係職員の研究集会、講習会その他研修に関し、指導及び助言を与え、又はこれらを主催すること。

ウ 学齢児童及び学齢生徒の就学並びに幼児、児童及び生徒の入学、転学及び退学に関する事務に関し、指導及び助言を与えること。

エ 指導主事その他の職員を派遣すること。

オ 管理運営のための補助に関すること。

4 道立、市町村立及び私立の特別支援学校並びに小学校及び中学校の特別支援学級等の児童及び生徒に関し、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）及び予算措置による国の補助に関する事務を処理すること。

5 特別支援教育に関する研究団体の補助に関すること。

6 北海道教育支援委員会に関すること。

7 北海道立特別支援教育センターに関すること。

8 前各号に定めるもののほか、教育委員会の権限に属する事務で特別支援教育に関するものを処理すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

教職員育成課

1 道立学校職員及び県費負担教職員の育成に関すること。

2 学校教育の情報化の推進に関すること。

3 教職員研修計画の策定及び研修体系の検証・改善に関すること。

4 教職員の計画研修に係る企画及び総合調整に関すること。